記載心得

1　届出者の肩書、主機の種類欄及び区別欄は、該当するものを○で囲むこと。

2　一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。

3　国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

4　我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する漁船にあつては、航行区域又は従業制限及び従業区域欄に、従業制限及び従業区域のほか「EEZ外」と記載すること。

5　雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。

6　備考欄には、次の事項を記載すること。

イ　雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあつては、その旨。更に、船員職業紹介所が取り扱つたときは、その略名。

ロ　雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出をするときは、不提示の事由。

7　その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の八）	第一章　総則（第一条―第二条の七）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
第四章　船舶職員の乗組み（第六十条の八の二―第六十五条の十一）	第四章　船舶職員の乗組み（第六十条の八の二―第六十五条の六）
第五章～第九章　（略）	第五章～第九章　（略）
附則	附則
（法第五条第二項に規定する漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶）	（新設）
第二条の八　法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶（第四条第三項及び別表第二の三において「特定漁船」という。）は、次に掲げるものとする。	
一　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項の総トン数をいう。）二十トン以上のもの	
二　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水の区域において従業する国際総トン数九百五十トン以上のもの	